

都城盆地

土地改良区 だより

第7号

平成28年1月発行
都城盆地土地改良区
TEL:(0986)36-6710

木之川内ダム

目次

○理事長あいさつ	・・・2	○賦課金について	・・・6
○ダムの見学	・・・2	○給水スタンドについて	・・・6
○県営事業の進捗状況	・・・3	○給水栓の管理について	・・・7
○第8回通常総代会	・・・4	○散水器具展示会開催	・・・7
平成25年度収支決算	・・・5	○組合員の皆さまへ	・・・8
平成27年度収支予算	・・・5		

理事長あいさつ

組合員の皆さまにおかれましては、平素より都城盆地土地改良区の運営に特段のご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、農業農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化及び担い手の減少等の構造的な課題に加え、TPPの問題など大変厳しい状況に直面しています。

このような中、平成28年度の農業農村整備事業関係予算、概算要求の概要が示され、国営かんがい排水事業については、水利条件の整備、農業用水の確保及び安定供給の対策にポイントがおかれた予算編成になりました。

かんがい排水事業は、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものであり、営農を継続・発展させていくためには、畑地かんがい用水の安定的な供給や土地改良事業の総合的な対策が必要であると考えます。また農地耕作条件改善事業については、農業の競争力を強化するため、農地の区画拡大や暗渠排水等の耕作条件の改善を行い、担い手への農地の集積・集約化の推進を図っております。この事業の推進には組合員の皆様の『都城盆地の農業を変える』という熱意が不可欠であると考えます。

都城盆地地区においては、かんがい用水の供用開始エリアも県営事業の進捗に伴い年々拡大しております。未完了地区においても給水スタンドが利用されるなど全域にわたり畑地かんがい事業が浸透し、営農が変わりつつあります。これらの施設を組合員の皆様が安心して利用できるよう、当土地改良区の使命である施設の適正な管理に職員一丸となって取り組んでまいります。

組合員の皆様の今後なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます理事長の挨拶と致します。



都城盆地土地改良区

理事長 島田 孝一

市内の小学生がダムの見学に来ました！

市内の小学校3校が木之川内ダムを見学し、畑地かんがい事業について勉強しました。説明を真剣に聞き、メモをとり、たくさんの質問ができました。生徒の中から都城盆地を担う農業者が育つことを心から願っています。

※ダムは自由に見学できますが、説明及び案内等を希望される方は事前に当土地改良区へご連絡ください。

(担当の者が案内致します。)



梅北小4年生

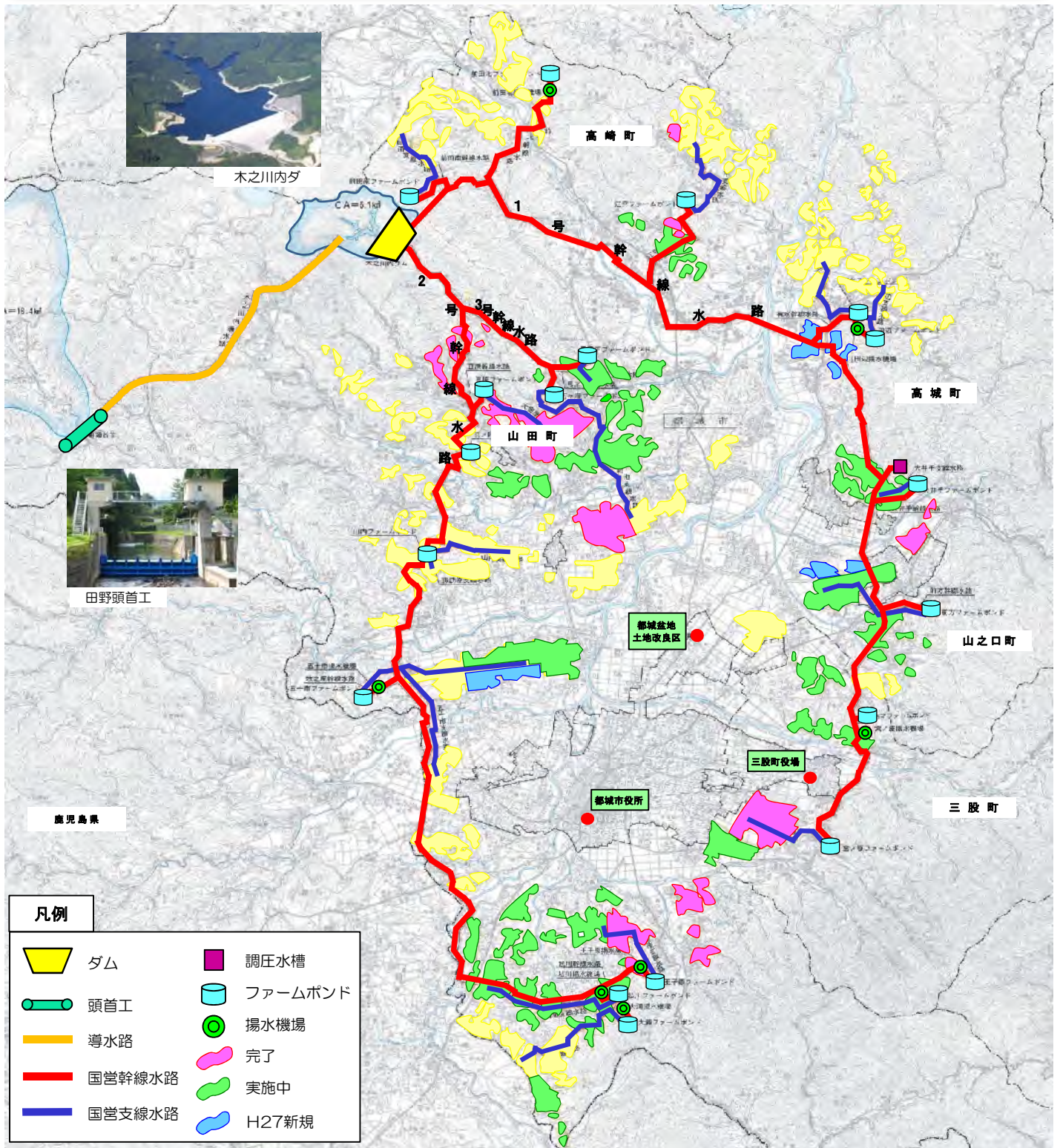


木之川内小3・4年生



中霧島小4年生

畑地かんがい事業の進捗状況



県営事業状況

	地区数	面積(ha)	割合(%)
全体計画	51	3,966	100
完了	6	621	15.6
実施中	20	1,488	37.5
未着手	25	1,857	46.9

都城盆地地区では、国営事業が平成22年度に完了し、現在県営事業を順次進めているところです。全体面積の3,966haのうち、完了が621ha、実施中が1,488ha、着手率として53.1%です。

計画的に工事を進めるため受益者の皆様におかれましては、各地区にて畑かん事業の説明会が開催される際にご出席頂きますようお願いとご協力をお願いします。

第8回通常総代会

平成27年3月25日（水）午後1時30分より総代現在員数69名（定数75名）中48名の出席を得て、第8回通常総代会が行われました。

廣畑副理事長の開会宣言に続き、島田理事長による挨拶、来賓の中澤克彦九州農政局南部土地改良調査管理事務所長、宮下敦典北諸県農林振興局長、池田宜永都城市長、木佐貫辰生三股町長より祝辞を賜り、議長に第1区（都城市姫城地区）の相葉雄三総代を選出して議事に入りました。提出した10議案について慎重に審議され、全て原案のとおり可決されました。



※役職等は平成27年3月現在

議決事項

- 議案第 1号 平成25年度事業報告及び収入支出決算
並びに財産目録の承認について（監査報告）
- 議案第 2号 平成26年度一般会計収入支出補正予算の承認について
- 議案第 3号 平成27年度事業計画について
- 議案第 4号 平成27年度賦課金及び徴収方法について
- 議案第 5号 平成27年度給水スタンド使用料について
- 議案第 6号 平成27年度役員報酬について
- 議案第 7号 平成27年度一般会計収入支出予算
並びに特別会計収入支出予算について
- 議案第 8号 平成27年度一時借入金の最高限度額
及び借入先並びに金銭預入先金融機関について
- 議案第 9号 規程の一部変更について
- 議案第10号 都城盆地土地改良区役員の補欠選任について



第8回通常総代会の様子

平成 2 5 年 度 収 支 決 算

■一般会計収支決算

収入の部			支出の部		
項目	決算額	付記	項目	決算額	付記
1.組合費	3,905,490	賦課金	1.事務費	11,154,660	事務費,役員会費 総代会費等
2.使用料	1,151,475	スタンド使用料 他目的使用料	2.管理費	54,159,514	施設管理費 基幹水利施設管理費等
3.負担金及び補助金	15,276,000	運営負担金 管理体制整備費等	3.財産費	6,797,060	退職引当金,備荒積立金
4.受託費	50,639,260	管理委託事業 基幹施設管理事業等	4.予備費	0	
5.雑収入	208,874	督促手数料,延滞金 預金利息等			
6.繰入金	0				
7.借入金	0				
8.繰越金	4,857,771	前年度繰越金			
計	76,038,870		計	72,111,234	

※差引残高 3,927,636 円 (平成26年度会計へ繰越)

平成 2 7 年 度 収 支 予 算

■一般会計収支予算

収入の部			支出の部		
項目	予算額	付記	項目	予算額	付記
1.組合費	4,200,000	賦課金	1.事務費	12,469,000	事務費,役員会費 総代会費等
2.使用料	1,130,000	スタンド使用料 他目的使用料	2.管理費	64,896,000	施設管理費 基幹水利施設管理費等
3.負担金及び補助金	27,821,000	運営負担金 管理体制整備費等	3.財産費	1,612,000	退職引当金,備荒積立金
4.受託費	45,858,000	管理委託事業 基幹施設管理事業等	4.予備費	200,000	
5.雑収入	165,000	督促手数料,延滞金 預金利息等			
6.繰入金	1,000				
7.借入金	1,000				
8.繰越金	1,000				
計	79,177,000		計	79,177,000	

賦課金について

平成28年1月現在

科目	賦課基準		備考	
	種別	10aあたり年間		
組合費	組合費	100円	県営事業完了地区、全筆賦課。 1組合員に対し合算して10a未満は、100円。	
水利費	普通畑		2,500円	水利用者
	ハウス	加温機有	21,000円	平成26年度～28年度までは15,000円。
		加温機無	12,000円	販売用野菜苗・観賞用作物含む。
	育苗施設・雨よけハウス		6,000円	水利用者
	茶	防霜有	11,000円	水利用者
		防霜無	6,000円	

★賦課金納入に便利な口座振替をご利用ください★

- ・金融機関で支払う時の手数料がもったいない！
 - ・毎年支払いに行くのが面倒！
- このような方は便利な口座振替をご利用ください。
 口座振替をご利用頂ければ手数料はかかりません。
 ※口座振替について、ご不明な点がございましたら
 当土地改良区までご連絡ください。

口座振替が可能な金融機関（下記の3行）

- ・JA都城
- ・宮崎銀行
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）

給水スタンドについて

科目	種別		金額	備考	
使用料	鍵式 (年間)	個人	3,000円	バルブ手動操作	申請が必要です。(下記の3箇所) ・森田原(野々美谷町) ・宮ノ原(三股町榊山) ・牧原(高城町大井手)
		法人	30,000円		
	コイン式 (1枚当り)	大コイン	100円	500ℓ自動給水	コインは土地改良区事務所で販売しています。
		小コイン	50円	250ℓ自動給水	



鍵式(牧原)



コイン式

○給水スタンドをご利用の皆様へ

- ・共同利用施設ですので、使用者が責任を持って後片付けを行ってください。
- ・かん水や防除などの用水としてお使いください。（生活用水等の使用はできません。）

注意!!

鍵式給水スタンドについて、申込者以外の不正利用を防ぐため鍵番号の変更を行いました。
 鍵番号の流出を防ぐため、使用後は必ず施錠をしてください。
 ご理解・ご協力をお願いします。



給水栓の管理について

★給水栓の適切な利用・管理をお願いします！

給水栓は受益者が直接操作するものです。
適切な利用・管理をお願いします。

- ・給水栓の開閉はゆっくり行ってください。
- ・使用しない時は必ずバルブをしっかりと閉め、給水マスの蓋をかぶせてください。
- ・**不用意な取り扱いにより施設を破損させてしまった場合は、全額個人負担での復旧となります。**

※トラクターのひっかけによる漏水事故(給水栓破損)が度々起きています。
修理をするまでの間、同じパイプライン上の畑では水利用ができなくなり迷惑をかけることとなります。

このような事故を防ぐ為にも、給水栓の位置が分かるように目印となるような物を立てておく等の工夫をしていただくようご協力をお願いします。

- ・未申請の畑での水利用は盗水となりますので必ず申請してください。
盗水が発覚した場合は、違反者に対し当該年度分の水利費を請求いたします。(申請された畑以外での水利用も盗水となります。)

※申請された畑には許可標を設置しています。(右写真)



トラクターによる給水栓破損



水利使用許可標

散水器具の展示会を開催しました



平成27年11月中旬、北諸県農林振興局が中心となり県営事業実施地区である下記の3地区において、散水器具の展示・実演会を開催しました。整備された畑かん施設から水を有効利用する為に、散水器具導入の推進を図っています。事業期間中であれば、18.3%の個人負担で導入可能です。展示会は毎年開催予定ですので、散水器具の導入を考えている方はぜひご来場して頂き検討材料としてください。

開催地区

大井手(高城町大井手)
浜之段第1(山田町山田)
宮ノ原第2(三股町宮村)



●散水器具の貸出について

都城盆地土地改良区では、散水器具の貸出を行っています。貸出器具は次のとおりです。

○自走式散水機(畑かんロールカー) ○レインガン ○スプリンクラー ○散水チューブ
貸出を希望される方は、ご連絡ください。

※貸出器具は数に限りがありますので、ご了承ください。

組合員の皆さまへ

次のような時には、必ず土地改良区へご連絡ください。（提出して頂く書類があります。）

水を利用するとき

★使用前に必ずご連絡ください。

水利用申請していない畑において、水を利用する場合には申請が必要です。また、申請した畑について次年度も水利用する場合は、再度申請の必要はありません。
※無断での水利用は、盗水となります。

水の利用をやめるとき

★水利用申請した畑において、利用をやめる際にご連絡ください。

休止の届出がない場合は、水利費の賦課を継続しますのでご注意ください。
※賦課通知書を送付してからの休止の連絡が多数ありますので、早めの届出をお願いします。

畑かん地区の農地の取得及び喪失や組合員の変更があったとき

- 土地の所有権（売買・相続等）・耕作権の移動
- 組合員資格の変更（組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等）
- 住所の変更

このような時は、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。（土地改良法第43条第1項）

※届出がなければ、前組合員へ賦課金が請求されてしまいます。

★法務局や都城市・三股町、農業委員会の届出だけでは都城盆地土地改良区の台帳は変更されません。

上記の届出用紙及び口座振替依頼書は、当土地改良区以外に

『都城市役所各総合支所 産業建設課』・『三股町役場 産業振興課』

『都城市役所中郷地区市民センター』・『都城市役所志和池地区市民センター』にあります。

また、ご連絡いただければ必要書類を送付いたします。

ご注意を！！

土地改良区の地区内の農地を取得される時、その土地に滞納賦課金があるまま取得されると土地改良法第42条（権利義務の承継）の規程により、新しく取得された方に滞納賦課金の納付義務が課せられることとなりますので農地取得の際はご注意ください。

ご意見、お問い合わせは・・・



都城盆地土地改良区

〒885-0004

宮崎県都城市都北町5225番地5

TEL：(0986) 36-6710

FAX：(0986) 36-6740

E-mail：jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp

URL：http://www.btm.ne.jp/~m-bonchi.lid/

